

議案第151号 大津市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定について

議案第151号大津市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

資料の1番、大津市のふれあいセンター5館については、今後廃止する方針とし、既に令和4年度末をもって中ふれあいセンターは廃止させていただいております。今回は、伊香立ふれあいセンターと南ふれあいセンターについて、条例改正を行い、今年度末をもって廃止しようとするものであります。

ご存知いただいておりますとおり、ふれあいセンターは「大津市ふれあいセンター条例」に基づき、市民の福祉の増進及び市民の交流の促進に関し、場所を提供する事業、つまり、貸室事業を行っております。

今回、廃止しようとする伊香立ふれあいセンター及び南ふれあいセンターを含め、市内に5箇所設置しておりましたが、近年は老朽化と利用者数の減少が課題となっていたことから、令和元年10月に、大津市議会の行政評価におきまして、ふれあいセンターの今後の方向性について、ご提言をいただいております。

それを受け、令和3年度、庁内関係部局による協議を行った結果、ふれあいセンターは5館とも廃止するという方針となり、同年11月の教育厚生常任委員会において、今後の方針について御報告申し上げ、昨年度末をもって地

域との協議が整った中心れあいセンターを廃止したところです。

今回、伊香立ふれあいセンター及び南ふれあいセンターについては、地域の自治連合会、また、地元の自治会と協議を行い、伊香立ふれあいセンターについては、ふれあいセンターの建物を保育園として転用すること、南ふれあいセンターについては廃止することについての御理解が得られたため、今年度末をもって廃止しようとするものであります。

なお、今後も、地域との協議を進め、協議が整ったセンターから順次、大津市ふれあいセンター条例の改正により廃止していきたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。